

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省令第一号）

	改 正 案	現 行
6 八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。	6 八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。	（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略）
7 八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十二号） 第九 （略） 7 11 （略）	7 八 （新設） （略）	（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略）
7 九 （略） 7 11 （略）	7 八 （略） （略）	（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略）